

三次市教育委員会議案第 28 号

三次市民ホール事業運営委員会規則案を次のように提出する。

平成 26 年 10 月 31 日提出

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市民ホール事業運営委員会規則（案）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、三次市民ホール（以下「市民ホール」という。）の運営を行う三次市民ホール事業運営委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第 2 条 委員会は、三次市民ホール設置及び管理条例（平成 25 年三次市条例第 26 号）第 1 条に規定する設置目的を達するために、次の業務を行う。

- (1) 自主事業の企画・制作・実施に関すること。
- (2) 地域文化の創造，市民参画・育成型事業の推進に関する協力・提言を行うこと。
- (3) その他，委員会が必要と認めること。

（委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市民団体の代表者等
- (2) 市民ホール指定管理者の代表者等
- (3) 教育委員会が必要と認める者

- 2 委員会は、委員10人以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員の構成)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は教育長が務め、副委員長は委員のうちから教育委員会が任命する。
- 3 委員長は、会議を主宰する。委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 委員長の任期は教育長の任期とし、副委員長の任期は、委員の在任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、市民ホールの運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、三次市民ホール設置及び管理条例（平成25年三次市条例第26号）の施行の日から施行する。ただし、附則第3条の規定は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この規則の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(委嘱等の特例)

- 3 三次市民ホール設置及び管理条例の施行の日までの間においても、第3条第3項又は第4条第4項の規定にかかわらず、開館準備のため、あらかじめ、委員長予定者、副委員長予定者又は委員予定者を任命又は委嘱することができる。

この場合において、本則中「委員」とあるのは「委員予定者」と、「指定管理者」とあるのは「指定管理者予定者」と、「委員長」とあるのは「委員長予定者」と、「副委員長」とあるのは「副委員長予定者」とそれぞれ読み替えるものとする。
(みなし規定)

- 4 前項の規定により任命又は委嘱された委員長予定者、副委員長予定者又は委員予定者は、三次市民ホール設置及び管理条例の施行の日以後任命又は委嘱された委員長、副委員長又は委員とみなす。